

名古屋市上下水道局管理規程第13号

名古屋市上下水道局課長代理設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第2号）は、廃止する。

令和8年3月30日

名古屋市上下水道局長 酒 井 雄 一

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
（名古屋市上下水道局職員の職名及び補職名規程の一部改正）
- 2 名古屋市上下水道局職員の職名及び補職名規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（特別の補職名）

第4条 名古屋市上下水道局副課長補佐設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第3号）の規定に基づき副課長補佐を命ぜられた者にあつては、前条に規定する補職名に加え、上下水道局副課長補佐を併せて用いるものとする。